

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税・都市計画税の賦課事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、固定資産税・都市計画税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

柏市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

固定資産税・都市計画税の賦課事務 III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[<input type="checkbox"/> 政府機関ではない]	<選択肢>	1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[<input type="checkbox"/> 十分に整備している]	<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[<input type="checkbox"/> 十分に整備している]	<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[<input type="checkbox"/> 十分に周知している]	<選択肢>	1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>1 固定資産税システムにおける措置 (1) サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 (2) 庁内情報用端末については、特定個人情報を保管していない。 (3) 業務用端末は、盜難防止用ワイヤーを設置している。 (4) システムに繋がる端末数を必要最小限とする。 (5) 管理権限を持つ者の端末を除き、USBメモリ等の外部媒体を使用できない状態にしている。また、管理権限のある者が使用した際は、記録をとるようにしている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をオールニトレートする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他のシステムとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>3 ガバメントクラウドにおける措置 (1) ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう、適切な入退室管理を行っている。 (2) 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。</p>		
	<p>1 固定資産税システムにおける措置 (1) 固定資産税システムは、庁内ののみの独立したネットワークにのみ搭載されており、外部接続していない。 (2) eLTAXシステムは、ファイアウォールを設置している。 (3) アクセスの監視とアクセスログの取得・点検について規定をしている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>3 ガバメントクラウドにおける措置 (1) 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約となっている。 (2) 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(英和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。)及びガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 (3) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 (4) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (5) 地方公共団体が委託したASP及びガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (6) ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 (7) 地方公共団体やASP及びガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 (8) 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>		
⑥技術的対策	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>1 固定資産税システムにおける措置 (1) 固定資産税システムは、庁内ののみの独立したネットワークにのみ搭載されており、外部接続していない。 (2) eLTAXシステムは、ファイアウォールを設置している。 (3) アクセスの監視とアクセスログの取得・点検について規定をしている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>3 ガバメントクラウドにおける措置 (1) 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約となっている。 (2) 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(英和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。)及びガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 (3) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 (4) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (5) 地方公共団体が委託したASP及びガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (6) ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 (7) 地方公共団体やASP及びガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 (8) 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>		
	<p>1 バックアップ</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>		
⑧事故発生時手順の策定・周知	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[<input type="checkbox"/> 発生なし]	<選択肢>	1) 発生あり 2) 発生なし

固定資産税・都市計画税の賦課事務 III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

その内容	
再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	データセンタ内のサーバで管理しており、現存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号を含む住民情報については、既存住民基本台帳システムにより随時異動データを連携させることにより最新の状態とし、既存住民基本台帳システムとの整合をとっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の保存期間を定め、期間経過後に削除の操作を実施している。 ・保存年限を過ぎた特定個人情報についてはシステム上の削除処理を実施している。 ・ガバメントクラウドにおいてデータの復元がされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータ消去する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置	

固定資産税・都市計画税の賦課事務 IV その他のリスク対策

IV その他のリスク対策 ※

1 監査				
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的なチェック方法	<p>1 固定資産税システムにおける措置 評価書の記載内容通りの運用ができているかについて、国のチェックリスト等を活用し、定期的にチェックを実施する。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>			
②監査				
具体的な内容	<p>情報セキュリティ監査計画書に基づき、以下の観点で情報政策担当課による内部監査を定期的に実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 なお、監査は、情報セキュリティに関する研修を受けた職員が実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書の記載事項と運用形態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制準備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的・安全管理措置 <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行っている。</p> <p>ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいてクラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>			
2. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、課内に情報管理者を指名し、隨時指導・啓発を行っている。 ・全庁的な個人情報保護に関する研修の受講を積極的に受講している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・全庁的な研修として、情報セキュリティを担当する職員については、年に1回以上庁内の集合研修を実施している他、所属長等についてもラーニングによる情報セキュリティ研修を受講している。 ・正当な理由が無く第三者へ提供した場合の罰則(懲役や罰金など)を定めており、研修等により周知・指導することでリスクを抑制している。 <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>			
3. その他のリスク対策				
<p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者契約をする立場からその契約を履行させることで対応するものとする。具体的な取扱いについて疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>				